

河原地域学校再編検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 河原地域の学校再編を推進するため、河原地域学校再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会を設置する期間は、令和8年5月21日から令和9年3月31日までとする。ただし、次条に掲げる推進事項の達成が困難であると認められる場合は、必要に応じて継続して設置できるものとする。

(推進事項)

第3条 委員会は、鳥取市立学校南ブロック協議会、河原第一小学校のあり方を考える会、散岐の教育を考える会、西郷地区の教育を考える会より鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出された各要望書の内容に基づき、次に掲げる事項について協議を推進するものとする。

- (1) 河原地域の中長期的な姿を見据えた学校再編の方法に関する事
- (2) 再編に伴う学校の設置場所と開校時期に関する事

(委員)

第4条 委員会の委員は20人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 河原中学校区、河原第一小学校区、散岐小学校区、西郷小学校区の各検討組織から推薦を受けた者
- (2) 河原中学校区、河原第一小学校区、散岐小学校区、西郷小学校区の小学校及び保育園保護者代表
- (3) その他、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、任命した日から令和9年3月31日までとする。ただし、推進事項の達成が困難であると認められる場合は、任期を延長することができる。

2 委員に欠員が生じた場合は、教育委員会は前条に掲げる者の中から新たに委員を委嘱することができる。この場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、無償とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。ただし、委員長が副委員長を当分の間、置かないこととした場合は、副会長を置かないことができる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると委員長が認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、鳥取市教育委員会事務局教育総務課校区審議室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月21日から施行する。